

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業

モニタリング基本計画

目次

第1章 総則	1
1. はじめに	1
2. 基本的な考え方	1
(1) モニタリングの基本的な考え方	1
(2) 是正要求措置の基本的な考え方	1
3. 会議体の設置	1
4. モニタリングの方法	1
(1) モニタリング実施計画書	1
(2) モニタリング対象範囲	2
(3) モニタリング実施計画書の変更	2
(4) モニタリング方法	2
第2章 各業務等に係る確認方法	3
1. 施設整備業務に係る確認方法	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) モニタリング方法	3
2. 本施設の開業準備業務、運営業務、維持管理業務及びスポーツ博物館の維持管理業務に係る確認方法	4
(1) 基本的な考え方	4
(2) モニタリング方法	4
3. 統括管理業務に係る確認方法	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) モニタリング方法	5
4. 財務状況等に係る確認方法	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) モニタリング方法	5
5. 契約終了時のモニタリング	6
(1) モニタリング方法	6
第3章 要求水準等未達の場合の措置について	6
1. 要求水準等未達の場合の措置に関する基本的な考え方	6
2. 是正措置	6
(1) 是正レベルの認定	6
(2) 注意	7
(3) 是正指導	7
(4) 是正勧告	8
(5) 再度是正勧告	8
(6) 警告	8
3. ペナルティポイントの付与・違約金の請求等	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 対象業務	9
(3) ペナルティポイントの計上	9
(4) 違約金の請求（本施設に係る業務について）	9
(5) サービス対価の減額（スポーツ博物館に係る業務について）	10

(6) 制裁金の請求（本施設・スポーツ博物館共通）	10
4. 業務委託先の変更、特定事業契約の解除	10
(1) 業務委託先の変更	10
(2) 特定事業契約の解除	10

第1章 総則

1. はじめに

モニタリング基本計画（以下「本書」という。）は、本事業が実効的に行われるための、モニタリングに関する独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の考え方を示すものである。

2. 基本的な考え方

（1） モニタリングの基本的な考え方

本事業が、事業期間を通じて適正かつ確実に遂行されるよう、事業者は自主的にセルフモニタリングを実施し、「業務要求水準書」、「特定事業契約書」、「業務計画書」及び「事業提案書」（以下「要求水準等」という。）の充足とサービスの向上に取り組むとともに、JSCは、事業者のセルフモニタリングの結果を踏まえ、要求水準等が達成されるようモニタリングを行う。

JSC及び事業者は、「新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業モニタリング委員会」（以下単に「モニタリング委員会」という。）を通じてセルフモニタリング及びモニタリングの結果等に関する情報を共有し、課題の解決・改善に向けた協議を行い、本事業の適正かつ確実な遂行とサービスの向上を図るものとする。

（2） 是正要求措置の基本的な考え方

JSCはモニタリングを実施した結果、事業者の責めに帰す事由により、業務の進捗状況が要求水準等に達していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、注意、是正指導、是正勧告、再度是正勧告、警告、違約金の請求、サービス対価の減額、制裁金の請求、業務委託先の変更、特定事業契約の解除等の措置を講ずる。

3. 会議体の設置

特定事業契約書 第24条第2項の規定に基づき、本事業全般についての連絡調整及び協議を行うことを目的とする「新秩父宮ラグビー場運営協議会（仮称）」（以下単に「協議会」という。）の下にモニタリングに関するJSC及び事業者の情報共有、協議等を行うことを目的とするモニタリング委員会を設置する。

モニタリング委員会の構成や開催頻度等の詳細については、協議会において協議の上、決定することとする。

4. モニタリングの方法

（1） モニタリング実施計画書

事業者は、特定事業契約の締結後、速やかに次の項目を記載した「モニタリング実施計画書」の案を作成し、JSCと協議し、JSCの承諾を得た上で、「モニタリング実施計画書」を策定するものとする。

- a モニタリングを実施する時期
- b モニタリングする内容（評価する基準を含む）
- c モニタリングを実施する体制

- d モニタリングの方法
- e モニタリングの実施に係る書類（様式含む）

なお、特定事業契約の締結後すぐにモニタリングの詳細を定められない業務に関しては、事業者は当該業務着手前に当該業務に関する「業務実施計画書」を作成し、JSCに承諾を受けた上で、「モニタリング実施計画書」に追加するものとする。

（２）モニタリング対象範囲

モニタリング対象業務は、以下のとおりとする。

なお、「業務要求水準書」第1章. 第2節. 3.（２）本事業の対象となる施設に記載のある「スポーツ博物館の運営」について、あらかじめ書面にて定めておくことが必要と想定される場合には、「モニタリング実施計画書」の案において、具体的な内容等を提案して、JSCと事業者との間で協議するものとする。

- ア 本施設及びスポーツ博物館ともに係る業務
 - a 統括管理業務
 - b 施設整備業務
- イ 本施設に係る業務
 - a 開業準備業務
 - b 運営業務
 - c 本施設に係る維持管理業務
- ウ スポーツ博物館に係る業務
 - a スポーツ博物館に係る維持管理業務

（３）モニタリング実施計画書の変更

「モニタリング実施計画書」は、要求水準等の変更が発生した場合にその内容を変更する。

また、JSCと事業者の協議により、本事業の適正かつ確実な遂行とサービスの向上のため、適宜見直しを図った場合、必要に応じて、変更することができるものとする。

（４）モニタリング方法

モニタリングは以下の方法で実施する。

- ① 事業者は、「モニタリング実施計画書」の案を作成する。「モニタリング実施計画書」は、その後、事業者とJSCが協議し、JSCの承諾を得ることにより確定する。
- ② 事業者は、上記①の計画に基づき、自らの業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等のセルフモニタリングを実施する。
- ③ 事業者は、「業務要求水準書」及び本書に定める書類を所定の時期までにJSCに提出するとともに、モニタリング委員会において、上記②による確認の状況を報告する。ただし、重大な事象が発生した場合、施設利用者等からの苦情や業務不履行があった場合又は本施設等で不具合が発生した場合には、直ちにJSCに報告する。
- ④ JSCは、事業者の報告に基づき、事業者の業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等を確認する。

- ⑤ 事業者は、JSCによるモニタリングを踏まえ、課題の抽出を行い、モニタリング委員会において対応方針を整理するとともに、各業務への反映を行う。
- ⑥ JSCによるモニタリングは、書類とモニタリング委員会における報告の確認を基本とし、必要に応じて実地における確認を行う。
- ⑦ JSCは、必要に応じて、モニタリングの結果を公表する。事業者はJSCの公表に協力するものとする。

第2章 各業務等に係る確認方法

1. 施設整備業務に係る確認方法

(1) 基本的な考え方

本施設等の施設整備業務に係るモニタリングは、要求水準等を満たし、自らが提案した事業計画に基づき業務が適切かつ確実に実施されているかどうかを、事業者がセルフモニタリングにより確認し、JSCはその報告に基づきモニタリングを行う。その手順は「第1章. 4. モニタリングの方法」及び「第2章. 1. (2) モニタリング方法」による。

(2) モニタリング方法

事業者は、業務の履行について「要求水準確認計画書」による確認を行うとともに、作成した「要求水準確認報告書」、施設整備業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を基に要求水準等を満たしているかどうかの確認を行い、JSCに報告を行う。

JSCは、事業者の書類とモニタリング委員会における報告に基づきモニタリングを行うことを基本とし、事業者の提出する「要求水準確認計画書」、「要求水準確認報告書」、各提出書類及び実際の施工状況を基に、要求水準等を満たしているかどうかの確認を行う。

また、重点的な確認事項はJSCがあらかじめ確認時期を指定し、施工状況等の重点的な確認を行い、事業者はこれに立ち会うものとする。

① 書類による確認

事業者は、「業務要求水準書」添付資料1-1 各業務に関する成果物に規定する各種提出書類をそれぞれの提出時期までにJSCに提出し、要求水準等の達成状況について確認を受ける。提出書類は、JSCの確認に必要な十分な時間の余裕をもって提出する。

JSCは、事業者が作成する各種提出書類により要求水準等の達成状況の確認を行う。

なお、「要求水準確認計画書」・「要求水準確認報告書」の作成は、「業務要求水準書」に定める者が実施するものとするが、事業者はこれを提出し包括的な責任を負う。

② 会議による確認

事業者は、モニタリング委員会において、自らの業務の進捗状況、要求水準等の達成状況及びセルフモニタリングによる確認状況等について、定期的に報告する。

JSCは、①における各種提出書類の確認に加え、モニタリング委員会における事業者からの報告内容を基に、事業者の業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等の確認を行う。

事業者は、JSCによるモニタリングを踏まえ、課題の抽出を行い、モニタリング委員会において対応方針を整理するとともに、各業務への反映を行う。

③ 現地における確認

ア 重点的な確認

要求水準等を満たさないことが完成確認時点で発見することが困難である場合、又は発見できたとしてもその修補を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、施工品質の確保のために特に重要な場合等で、施工の各段階で JSC が必要と認めた場合には、JSC があらかじめ確認時期を指定し、品質等について「業務要求水準書」添付資料 1 1 各業務に関する成果物に規定する各種提出書類に基づき、要求水準等を満たしているかの確認を行う。

なお、JSC は、必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質・性能の確認を行うことができる。その確認及び復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

イ その他の確認

工事の特に重要な工程その他 JSC が必要と認める時は、JSC は現地における確認を行う。その際、事業者は、JSC の現地における確認に必要な協力を行う。

④ 随時の確認

JSC は、周辺住民等からの苦情があった場合その他必要と認める場合には、随時に業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等について事業者から必要な報告を求める。

2. 本施設の開業準備業務、運營業務、維持管理業務及びスポーツ博物館の維持管理業務に係る確認方法

(1) 基本的な考え方

本施設の開業準備業務、運營業務、維持管理業務及びスポーツ博物館の維持管理業務に係るモニタリングは、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかを、事業者はセルフモニタリングし、JSC はその報告に基づきモニタリングを行う。その手順は「第 1 章. 4. モニタリングの方法」及び「第 2 章. 2. (2) モニタリング方法」による。

(2) モニタリング方法

① 書類による確認

事業者は、業務遂行状況及び要求水準等の達成状況を自らセルフモニタリングの上、「業務要求水準書」添付資料 1 1 各業務に関する成果物に規定する各種提出書類を、それぞれの提出時期までに JSC に提出して確認を受ける。

② 会議による確認

事業者は、モニタリング委員会において、自らの業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等について、セルフモニタリングによる確認状況を報告する。

JSC は、①における各種提出書類の確認に加え、モニタリング委員会における事業者からの報告内容を基に、事業者の業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等の確認を行う。

事業者は、JSC によるモニタリングを踏まえ、課題の抽出を行い、モニタリング委員会において対応方針を整理するとともに、各業務への反映を行う。

③ 現地における確認

上記①と②のほか、JSC が必要と認める場合には、JSC は現地における確認を行う。その際、事業者は、JSC の現地における確認に必要な協力を行う。

④ 随時の確認

JSCは、施設利用者等からの苦情があった場合その他必要と認める場合には、随時に業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等について事業者から必要な報告を求める。

3. 統括管理業務に係る確認方法

(1) 基本的な考え方

統括管理業務に係るモニタリングは、事業者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準等を満たすとともに、自らが提案した事業計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかを、事業者はセルフモニタリングし、JSCはその報告に基づき確認を行う。その手順は「第1章. 4. モニタリングの方法」及び「第2章. 3. (2) モニタリング方法」による。

(2) モニタリング方法

① 書類による確認

事業者は、統括管理業務の遂行状況及び要求水準等の達成状況を自ら確認した上で、「業務要求水準書」添付資料1-1 各業務に関する成果物に規定する各種提出書類を、それぞれの提出時期までにJSCに提出して確認を受ける。

② 会議による確認

事業者は、モニタリング委員会において、自らの業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等について、セルフモニタリングによる確認状況を報告する。

JSCは、①における各種提出書類の確認に加え、モニタリング委員会における事業者からの報告内容を基に、事業者の業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等の確認を行う。

事業者は、JSCによるモニタリングを踏まえ、課題の抽出を行い、モニタリング委員会において対応方針を整理するとともに、各業務への反映を行う。

③ 随時の確認

JSCは、必要と認める場合には、随時に業務の進捗状況や要求水準等の達成状況等について事業者から必要な報告を求める。

4. 財務状況等に係る確認方法

(1) 基本的な考え方

財務状況に係る確認は、統括管理業務に係る確認に加え、特に、本事業におけるサービスの提供が停止される又は事業者が債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態を回避するために実施する。

JSCは、事業者からの報告をモニタリングすることを基本とし、資金収支の状況、株主総会資料等による経営状況、協定書に基づく金融機関との情報交換等により確認する。

(2) モニタリング方法

① 書類による確認

事業者は、「業務要求水準書」添付資料1-1 各業務に関する成果物に規定する各種提出書類を、それぞれの提出時期までにJSCに提出して確認を受ける。併せて事業者は、各業務の「業務計画書」、「年度業務計画書」、「年度業務報告書」の中で、財務面の諸計画をJSCに報告する。

JSCは、報告された財務書類等に基づき、事業者の財務状況等を確認する。

② 会議による確認

モニタリング委員会を活用し、JSCは、財務書類等に反映された事業者の取引が事業提案書どおりに事業を遂行した結果及び業務計画に示したものであるか、また、その結果が事業者の財務状況を将来的に悪化させないものであるか等の確認を行う。

このときに、事業者が提出した財務書類等のみでは事業提案書による提案内容及び業務計画との関係が確認できない場合、JSCは、必要に応じて、該当する取引に関する契約書類等の提出を要求する場合がある。その際、事業者は、JSCの確認に必要な協力を行う。

③ その他の確認

特定事業契約に従い、事業者が金融機関から融資を受けて、JSCが当該金融機関と協定書を締結した場合、JSCは協定書の規定に従って、当該金融機関と協力して事業者の財務状況等をモニタリングする。

5. 契約終了時のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者は、「業務要求水準書」第5章、第1節、10. 維持管理に係る記録及び事業期間終了時の引継ぎのとおり、事業期間終了時の1年前に、「業務要求水準書」第5章、第1節、10. 維持管理に係る記録及び事業期間終了時の引継ぎの資料及び添付資料11 各業務に関する成果物に掲げる施設の保守、修繕・更新等の実施状況、施設の劣化等の状況及び施設の維持管理のために必要となる資料をJSC又はJSCが指定する者に提出し、当該資料の整備状況の確認を受けるとともに、事業期間終了時までの修繕・更新の計画について必要な協議を行う。その上で、事業者は、事業終了直後に建築各部位及び設備機器の修繕・更新が集中しないよう適切な修繕計画を立案する。

第3章 要求水準等未達の場合の措置について

1. 要求水準等未達の場合の措置に関する基本的な考え方

JSCは、モニタリングの結果、「第1章、4.(2)モニタリング対象範囲」に示す業務について、要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生した場合、事業者に対して、是正措置、違約金の請求、サービス対価の減額、制裁金の請求、業務委託先の変更、特定事業契約の解除等の措置を講ずる。

要求水準等を満たしていないと判断される事象の是正に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合については、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これをJSCに報告すること。

2. 是正措置

(1) 是正レベルの認定

JSCは、モニタリングを実施した結果、本事業が「業務要求水準書」等に規定されている水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準等に従い、その是正レベルの認定を行い、事業者に通知する。

レベル1：施設の維持管理・運営に軽微な支障がある場合等

レベル2：施設の維持管理・運営に重大な支障がある場合等

レベル3：人命に関わる場合、周辺環境に重大な悪影響を及ぼす場合、重大な法令違反、虚偽の報告や連絡を行った場合等

要求水準等を満たしていないと判断される主な事象を以下に示す。

表4 是正レベル別の事象例

レベル	主な事象例
レベル1	<ul style="list-style-type: none">・業務に関する報告や連絡の軽微な不備・重大な支障はないが、必要な設備の保守管理業務等の未実施・整備不良や故障等による施設や設備の短期間の停止・各種計画書等の改善を必要に応じて行わない場合・提出された計画書や事業計画に従って業務が実施されていないと JSC が判断した場合
レベル2	<ul style="list-style-type: none">・業務に関する報告や連絡の重大な不備（レベル3の「虚偽の報告」を除く。）・長期にわたり業務に関する報告や連絡がない場合（提出書類の提出期限を超過した場合も含む。）・合理的な理由なく、必要な設備の保守管理業務等を放置し、施設利用を妨げるに至った場合・整備不良や故障等により施設や設備を長期間停止し、施設利用を妨げるに至った場合・頻発するトラブル等に対して必要な対策等を講じない場合・レベル3に該当する「重大な法令違反」以外の法令違反・レベル1に該当する場合で是正指導の手続きを経て、なお改善が認められないと JSC が判断した場合
レベル3	<ul style="list-style-type: none">・虚偽の報告や連絡を行った場合・安全措置の不備等による人身事故の発生・環境保全に関する規制基準の遵守違反・重大な法令違反を行った場合・レベル2に該当する場合で再度改善勧告の手続きを経て、なお改善が認められないと JSC が判断した場合

(2) 注意

JSC は、要求水準等を満たしていないと判断される事象が発生するおそれがある場合は、事業者に対して、当該業務の是正を行うように口頭又は書面による注意を行うものとする。

事業者は、JSC から注意を受けた場合は、速やかに是正対策を行うものとする。注意を受けて講ずる是正対策が終わり次第、速やかに「是正対策報告書」を JSC に提出し、JSC から書面にて対策が完了したことの確認を受けることとする。

なお、JSC は、事業者が注意を受けて是正対策を講じない場合には、書面により是正対策の実施期限を示して、再度、是正対策を講じるよう求めるものとする。

(3) 是正指導

JSC は、事業者が実施期限までに、注意を受けて是正対策を講じない場合、又は注意を受けて講じた是正対策によっても改善が認められないと判断した場合（注意を行った事象が再発した場合を含む。）は、事業者に対して、当該業務の是正を行うよう書面による是正指導を行うものとする。

事業者は、JSC から是正指導を受けた場合には、速やかに是正対策とその実施期限について JSC と協議を行い、是正対策とその実施期限等を記載した「是正計画書」を JSC に提出し、JSC の承諾を得た上で、実施期限までに是正対策を講ずるものとする。また、事業者は、是正指導を受けて是正対策を講じた後、速やかに「是正対策報告書」を JSC に提出し、JSC から書面にて対策が完了したことの確認を受けることとする。

なお、JSC は、事業者が実施期限までに、是正指導後の是正対策を講じない場合、又は是正指導を受けて講じた是正対策によっても改善が認められないと判断した場合は、レベル1としてペナルティポイントを計上する。

(4) 是正勧告

JSC は、要求水準等を満たしていないと判断される事象がレベル2に該当すると認定した場合、事業者が実施期限までに、是正指導を受けて是正対策を講じない場合、又は是正指導を受けて講じた是正対策によっても改善が認められないと判断した場合(是正指導を行った事象が再発した場合を含む。)は、事業者に対して、当該業務の是正を行うよう書面による業務の是正勧告を行うものとする。この場合、JSC は、事業者に対し、即座にその行為の中止等を指示できる。

事業者は、JSC から是正勧告を受けた場合には、速やかに必要な措置を施すとともに、是正対策とその実施期限について JSC と協議を行い、是正対策とその実施期限等を記載した「是正計画書」を JSC に提出し、JSC の承諾を得た上で、実施期限までに是正対策を講ずるものとする。また、事業者は、是正勧告を受けて是正対策を講じた後、速やかに「是正対策報告書」を JSC に提出し、JSC から書面にて対策が完了したことの確認を受けることとする。

なお、JSC は、事業者が実施期限までに、是正勧告後の是正対策を講じない場合、又は是正勧告を受けて講じた是正対策によっても改善が認められないと判断した場合は、レベル2としてペナルティポイントを計上する。

(5) 再度是正勧告

JSC は、事業者が実施期限までに、是正勧告を受けて是正対策を講じない場合、又は是正勧告を受けて講じた是正対策によっても改善が認められないと判断した場合(是正勧告を行った事象が再発した場合を含む。)は、事業者に再度の是正勧告を行うとともに、再度、「是正計画書」の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングにより、事業者の再度是正勧告の対処の確認を行うものとする。なお、再度是正勧告については、JSC が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

事業者は、JSC から再度是正勧告を受けた場合には、速やかに必要な措置を施すとともに、是正対策とその実施期限について JSC と協議を行い、是正対策とその実施期限等を記載した「是正計画書」を JSC に提出し、JSC の承諾を得た上で、実施期限までに是正対策を講ずるものとする。また、事業者は、再度是正勧告を受けて是正対策を講じた後、速やかに「是正対策報告書」を JSC に提出し、JSC から書面にて対策が完了したことの確認を受けることとする。

(6) 警告

JSC は、要求水準等を満たしていないと判断される事象がレベル3に該当すると認定した場合、事業者が実施期限までに、再度是正勧告を受けて是正対策を講じない場合、又は再度是正勧告を受

けて講じた是正対策によっても改善が認められないと判断した場合(再度是正勧告を行った事象が再発した場合を含む。)は、事業者に警告を行うとともに、業務を停止させることができるものとし、停止により事業者に対して発生した損害、追加費用等については一切負担しないものとする。なお、警告については、JSCが必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

また、警告を行った場合は、レベル3として、制裁金の請求を行う(「第3章. 3. (6) 制裁金の請求(本施設・スポーツ博物館共通)」参照)。

事業者は、JSCから警告を受けた場合には、その指示に従うとともに、理由書及び是正対策とその実施期限等を記載した「是正計画書」をJSCに提出し、JSCの承諾を得た上で、実施期限までに是正対策を講ずるものとする。また、事業者は、警告を受けて是正対策を講じた後、速やかに「是正対策報告書」をJSCに提出し、JSCから書面にて対策が完了したことの確認を受けることとする。

3. ペナルティポイントの付与・違約金の請求等

(1) 基本的な考え方

事業者が業務を行った結果、「業務要求水準書」等に規定されている水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生し、「第3章. 2. 是正措置」に示されるペナルティポイントの計上がなされた場合、その点数に応じて違約金の請求又はサービス対価の減額を行う。

(2) 対象業務

対象とする業務は、「第1章. 4. (2) モニタリング対象範囲」のうち「ア. b. 施設整備業務」を除く業務とする。

(3) ペナルティポイントの計上

JSCは、事業者に対して、「是正指導」「是正勧告」を行った場合、「本施設に係る業務」と「スポーツ博物館に係る業務」を区別した上で、レベルごとにペナルティポイントを計上・加算し、事業者へ通知する。

なお、違約金の請求又はサービス対価の減額を行った場合には、その時点で当該レベルに関するペナルティポイントの累計値を0ポイントとする。また、ペナルティポイントの累計値は、発生年度の翌年度を1年度目とし、3年度目末に消滅することとする。

表5 対象となる事象とペナルティポイント

レベル	事象	ペナルティポイント
レベル1	軽微な支障がある場合等	事象発生ごとに1ポイント
レベル2	重大な支障がある場合等	事象発生ごとに5ポイント

(4) 違約金の請求(本施設に係る業務について)

JSCは、本施設に係る業務に関するペナルティポイントの累計値を各年度末にレベルごとに計算する。その後、下表に従ってレベルごとに違約金の割合を算出する。ペナルティポイントの計上・加算方法は「第3章. 3. (3) ペナルティポイントの計上」に示すとおりとする。事業者が違約金を支払う必要がある場合には、支払額を事業者へ通知し、その支払いを請求する。

なお、JSCから事業者に対する上記の違約金の請求は、特定事業契約の解除に伴う違約金及び損害賠償の請求を妨げないものとする。

表6 本施設に係る開業準備業務、運營業務、維持管理業務、統括管理業務
におけるサービス対価に対する違約金の割合

レベル	事象	違約金の割合
レベル1	軽微な支障がある場合等	累計5ポイントごとにサービス対価×0.01%
レベル2	重大な支障がある場合等	累計25ポイントごとにサービス対価×0.05%

(5) サービス対価の減額（スポーツ博物館に係る業務について）

JSCは、スポーツ博物館に係る業務に関するペナルティポイントの累計値を各年度上半期末（9月末）及び下半期末（3月末）にレベルごとに計算する。その後、下表に従ってレベルごとにサービス対価の減額割合を算出する。ペナルティポイントの計上・加算方法は「第3章. 3.（3）ペナルティポイントの計上」に示すとおりとする。

事業者に支払うサービス対価を減額する場合には、当該支払期のサービス対価の支払額を事業者
に通知する。

なお、JSCから事業者に対する上記のサービス対価の減額は、特定事業契約の解除に伴う違約金
及び損害賠償の請求を妨げないものとする。

表7 スポーツ博物館に係る維持管理業務に関する
各期のサービス対価に対する減額の割合

レベル	事象	減額の割合
レベル1	軽微な支障がある場合等	累計5ポイントごとに各期のサービス対価×0.01%
レベル2	重大な支障がある場合等	累計25ポイントごとに各期のサービス対価×0.05%

(6) 制裁金の請求（本施設・スポーツ博物館共通）

事業者が業務を行うにあたってJSCが警告を行った場合、事業者に対して、一億円を上限とした
制裁金を請求できるものとし、事業者は請求に基づき制裁金を支払わなければならないものとする。

なお、JSCから事業者に対する上記の制裁金の請求は、特定事業契約の解除に伴う違約金及び損
害賠償の請求を妨げないものとする。

4. 業務委託先の変更、特定事業契約の解除

(1) 業務委託先の変更

JSCは、事業者が再度是正勧告に対応しなかった場合又は警告を行った場合には、当該事象が発
生した業務に係る業務委託先の変更を請求することができ、事業者はこれに従うものとする。

(2) 特定事業契約の解除

業務委託先の変更後も、「業務要求水準書」等に規定する水準及び仕様を満たしていない状況と
なった場合及び事業者が警告を受けた後是正対策を行わない場合には、JSCは、特定事業契約にお
いて当該状況が発生した業務又は事業に係る部分（開業準備業務、維持管理業務、運營業務等、最
小の単位とする。）を解除することができる。

事業者の事由により、「業務要求水準書」で示す事業目的が達成できなかった場合は、その内容によっては契約解除の対象となる。